

平成 23 年 3 月 25 日

各 位

東京都港区赤坂一丁目11番44号  
株式会社リサ・パートナーズ  
代表取締役社長 田中敏明  
(コード番号: 8924 東証1部)  
問合せ先 執行役員財務本部長 春山昭彦  
電話番号 03(5573)8011(代表)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成23年2月25日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成23年2月25日付当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更並びに当社による全部取得条項付普通株式の取得につき、定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成23年4月25日までの間、整理銘柄に指定された後、平成23年4月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

記

1. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得の内容

当社は、平成23年2月25日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、NECキャピタルソリューション株式会社（以下「NECキャピタルソリューション」といいます。）の完全子会社となることを目的として、以下の①及び②の手続（以下「本完全子会社化手続」と総称します。）を実施するために必要なご承認をいただくため、本日、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式及び第1種優先株式に加えて、平成23年2月25日付当社プレスリリースの「1. 種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件」に記載の定款変更案第9条の11に定める内容の株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定め、及び、当社の発行するすべての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を0.0000189株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ② 会社法第171条第1項及び上記①による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、全部取得条項付普通株式の取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有

する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えにA種種類株式を0.0000189株の割合をもって交付いたします。なお、NECキャピタルソリューション以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

## 2. 種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①）の承認決議

### (1) 承認可決された事項の内容

種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件に係る定款変更は、本定時株主総会における第1号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本定時株主総会第1号議案及び本種類株主総会議案に係る定款一部変更の内容は、平成23年2月25日付当社プレスリリースの「1. 種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件」に記載のとおりです。

### (2) 効力発生日

種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件に係る定款変更の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成23年5月2日に発生いたします。

## 3. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち②）の承認決議

### (1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件は、その他の必要事項の決定について取締役会にご一任いただくことを含めて本定時株主総会における第2号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成23年2月25日付当社プレスリリースの「2. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおり、会社法第171条第1項及び本完全子会社化手続のうち①による変更後の当社の定款に基づき、下記(2)に記載の取得日において、当該取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を0.0000189株の割合をもって交付するものです。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、NECキャピタルソリューション以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

### (2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日（取得日）

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本定時株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち①の効力発生を条件として、平成23年5月2日に発生いたします。

### (3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日に全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000189株の割合をもって交付いたします。

かかる株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では会社法第234条第2項に基づき裁判所の許可を得てNECキャピタルソリューションに対してA種種類株式を売却すること、または、会社法第234条第2項及び第4項に基づき裁判所の許可を得て当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に36,000円（NECキャピタルソリューションが当社株券等に対して公開買付けを行った際の当

社普通株式1株あたりの公開買付価格) を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が予定どおり得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

#### 4. 上場廃止の予定について

上記のとおり、上記承認可決の結果、当社普通株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなりますので、平成23年3月25日から平成23年4月25日の間、整理銘柄に指定された後、平成23年4月26日をもって上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

#### 5. 本完全子会社化手続の日程の概要(予定)

本完全子会社化手続の日程の概要(予定)は以下のとおりです。

本定時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成23年3月25日(金)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成23年3月25日(金)
当社普通株式の売買最終日	平成23年4月25日(月)
当社普通株式の上場廃止日	平成23年4月26日(火)
定款一部変更の効力発生日	平成23年5月2日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成23年5月2日(月)

以 上